

## 令和 年度有識者部員の選任について（報告）

◆細則第4条に基づき、事業運営上有識者部員として次の者を選任しましたので指名をお願いします。

部会名（所属）	部名（所属）	氏名	住所	電話番号

※ 提出：3月 日（ ）までに事務局へ

《古牧地区住民自治協議会事務局》 FAX：219-1057  
メール：komaki@vivid.ocn.ne.jp

----- キリトリ -----

### 《参考》

#### 【古牧地区住民自治協議会会則】

（企画調整委員会）

第9条 本会の企画調整委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、会長、副会長、部会長、区長及び部長をもって構成する。

2 企画調整委員会は、次の事項を行う。

（1）～略～

（2）総会に付議する事項以外の次の事項を行う。

（ア）～略～

（イ）～略～

（ウ）有識者部員の選任に関すること。

（エ）～略～

（オ）～略～

#### 【古牧地区住民自治協議会細則】

（有識者部員）

第4条 会則第9条第2項（2）（ウ）の有識者部員の選任等は次による。

（1）企画調整委員会で事業運営上有識者部員を必要と認めたときは、会員の中から指名することができる。

（2）有識者部員は、部会の事業を担当する部の部員とする。